

(参考)

現行の環境基準健康項目及び要監視項目について

環境基準健康項目 (26項目)

(例) カドミウム、全シアン等

* 環境基準・・・水質保全行政の目標として公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準。

水質汚濁防止法に基づき排水基準を設定。

要監視項目 (22項目)

(例) クロロホルム、トルエン等

* 要監視項目・・・人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された物質

都道府県がモニタリング、国が知見の集積